

令和8年 第5回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和8年5月28日（火）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎 本館3階大会議室

3. 出席委員 9名

会 長	4 番	秋	吉	一	郎
委 員	1 番	久	保	光	輝
	2 番	衛	藤	将	明
	5 番	江	藤	国	子
	7 番	松	田	浩	二
	8 番	佐	藤	誠	一郎
	9 番	高	田	英	
	10 番	大	津	雄	司
	11 番	竹	林	論	一

4. 欠席委員

3 番	縣	浩一郎
6 番	佐 藤	政 也

5. 議事参与が制限された委員 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

- ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について
- ④農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ⑥非農地証明の発行について
- ⑦農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
- ⑧農業振興地域整備計画の変更について
- ⑨その他

(4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 生野敏博、総括主幹 大嶋陽一、主事 梶原公太、行政専門員 長松喜久一
農政課参事 藤原博文

1. 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和8年第5回由布市農業委員会総会を開会いたします。

次第2 会長あいさつ よろしくをお願いします。

2. 会長あいさつ

(議長)

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

異議なしと認めます。

従って、会議は本日1日間と決定しました。次に会議録署名委員の1名を指名します。本日の会議録署名議員は議席番号10番、大津雄司委員よろしくお願いします。続きまして採決についてお諮りします。

これから採決します、日程第1から8まですべての件は会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会会議規則第12条により、議事参与制限を受ける委員は、退席をすることとなっていますので、よろしくお願いします。

日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議長)

農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について1件ほどあります。議案説明事務局をお願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案第1号につきましては報告ということで了承いただきたいと思います。

日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議長)

日程第2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について8件ほどあります。議案説明を事務局よろしくお願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 2 号について、説明を担当の議席番号 11 番、竹林委員よろしくお願いします。

(竹林論一委員)

5 月 13 日に現地調査しました。場所が五ヶ瀬の市営住宅から 500 メートルほど奥に入った農地になります。受人の自宅購入に伴っての付随農地を引き受けることになったということです。受人ですが、農業とか農作業手伝いなど、自営でされており、作業には慣れているってことで、自家野菜をつくる計画だそうです。草刈り機などの購入計画もあり、問題ありませんでした。審議のほどお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 3 号について説明を事務局よろしくお願いします。

(事務局)

議案番号 3 について説明いたします。申請地は 210 号線から平石地区に 800 メートルほど登った場所で、譲受人の住宅から徒歩 1 分ほどにある農地です。譲受人は 5 年前から由布市に移住しており、現在は住宅の隣にある小さな畑で家庭菜園を行っております。また、譲渡人が大分市に移住することで、管理ができないことから、贈与として話がまとまりました。申請地は野菜の栽培として計画を立てており、譲受人は野菜栽培の経験もあり、何ら問題ないと思われます。ご審議のほど宜しくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 4 について説明を担当の議席番号 8 番、佐藤委員よろしくお願いします。

(佐藤誠一郎委員)

議案番号 4 の説明いたします。申請地は北大津留の田んぼ 6 筆、畑が 1 筆の合計で 5540 平米の農地です。譲渡人は以前から農業できないということで、譲受人の父に耕作を依頼しておりましたが、今回、財産を整理したいということで、売買が成立したものでございます。譲受人はすでに 1 町 6 反ほど農地を持っており、機械類もそろっており、経験もあることから問題がないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 5 号について説明を担当の議席番号 7 番、松田委員よろしくお願いします。

(松田浩二委員)

先月の 14 日に受人の方と現地立ち会いを行いました。場所は挾間町来鉢です。吉田九州男から川沿い上流の方で約 300m 位行って、横に入った農地とまた日本一安い毘のお店が近くになります。下流に 500m の所の農地になります。受人の経営面積が 3 町 4 反ということであり、今後は事業拡大のために購入されたということでございます。購入後は果樹を植えたいと言われておりました。審議のほどよろしくお願いします。

(議長)

質疑を受けます。

(高田英委員)

現在の保有している農地は、きちんと耕作しているのでしょうか。

(松田浩二委員)

全ての農地は確認していませんが、スイカを植えたり、果樹を植えていました。

(高田英委員)

庄内にも農地をもっていますよね。分譲宅地で勝手にしていたように思われますが。

(事務局)

多分、西庄内の小原の農地の話だと思うのですが、分譲という形のところまでして、一切、家が建っていないというような土地がございます。当時は問題になった土地でしたけど、その後処理をしたという記憶もあるのですが。許可を取って分譲をしたのですが、全く駄目だったみたい。区画までは作っています。

(高田英委員)

じゃあもう 1 つ、果樹を植えるという事ですが、どんな果樹でしょうか。

(松田浩二委員)

梅と果物を植えていました。現場行って、これは私もはっきり言います。皆さん注目していますので現場を見せてくださいということで、日本一毘の安い店という会社があります。その横に農地があって、そこも案内してもらったら、スイカを植えていました。あと、作付けが、水稻は 2 町 8 反、野菜が 6 反、果樹が 2 反ばかり。農業用の機械がトラクター 1 台と田植え機 1 台と耕運機を所有しています。以上です。

(議長)
その他、質疑ありますか。
なければ、承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。
議案 6 について説明を担当の議席番号 11 番、竹林委員よろしく申し上げます。

(竹林論一委員)
場所は庄内の支援学校の交差点より天神山方向に上った農地です。
受人は、昨年、新規就農された方なのですが、米を作っており現状は 2 町 4 反しかないなので規模拡大したいということで、色々探しているうちに声がかかったようでした。そんな感じで意欲的にやられている方なので問題ないと思います。審議のほどお願いいたします。

(議長)
質疑を求めます。
なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。
議案 7 について説明を担当の議席番号 11 番、竹林委員よろしく申し上げます。

(竹林論一委員)
6 番の受人と同じ方です。
こちらの農地の方は旧庄内公民館近くの JR を挟んだ山側の斜面の農地です。この農地は以前から受人が新規耕作のために購入した土地周辺になります。渡人が管理して欲しいと声がかかったということです。審議のほどお願いいたします。

(議長)
質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。
議案 8 について説明を担当の議席番号 7 番、松田委員よろしく申し上げます。

(松田浩二委員)
受人的方と 5 月 19 日、現地立ち会いをしました。
場所は挾間町来鉢で、目印が来鉢の多目的ホールがあり、その近辺でございます。
物件は 1 件で、受人と渡人的方は親戚ということでございます。渡人が、県外に移っておりますので、受人が長い間ずっと野菜を作っているということでございます。受人は、大分市の方に住所があるのですが、仕事が塾の講師をしているということで、日中は時間がとれるということで、家庭菜園的なことをやっているということで、この身内同士の贈与になったということでございます。審議のほどよろ

しくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 9 について説明を、担当の議席番号 11 番、竹林委員よろしくお願いします。

(竹林論一委員)

受人の自宅周辺のため、管理して欲しいと声がかかった案件になります。
親族の方とすでに管理をされており、林地化し始めている部分も伐採して、経営管理されておりまして。地目は畑になっており、果樹を植える予定となっております。審議のほどお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程 3 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について 2 件ほどあります。
議案説明を事務局お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 10 号について説明を担当の議席番号 9 番、高田委員、よろしくお願いします。

(高田英委員)

湯布院駅裏の、南の風っていうレストランがあるのですが、その裏側です。
前の計画の中止かなんか出た後に、また大東建託さんがアパート建てるっていう案件です。農地区分第 3 種農地でありますので、問題はないと思います。
よろしくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 11 号については私の方から説明します。

場所は湯平駅から 20 分ほど行ったところの幸野地区というところがあり、九大車両

というのがありますがすぐ近くです。現地はもう造成をして分筆をしております。半分は畑として使って、今回出されてされている 408 については、農業用倉庫及び駐車場という形で現地見たのは、もう砂利敷きしていましたので、始末書がついています。排水も自然浸透で、現地見たときには、そんなに問題ないかなと思っています。ご審議よろしくお願いします。

(議長)
質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 4 「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について」

日程第 4、農地第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、4 件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)
議案 12 号について、説明を担当の議席番号 1 番、久保委員よろしくお願いします。

(久保光輝委員)
議案番号 12 です。別紙資料の 12 ページから 17 ページまでが対象です。渡人と受人は同じで、自分の土地を無償譲渡として事務所用地としてするという事です。隣地同意も取れております。事業所が、16 ページ、17 ページをご覧ください。こんな形です。特に問題がなかったですので審議のほどよろしくお願いします。

(議長)
はい質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 13 号について、私の方から説明します。資料の 18 ページからお願いします。場所は湯平の畑地区内の土地です。18 ページの広域地図ですが、ちょうど前の農免農道、ちょうどお寺があるのですが、それから庄内方面に二、三分のところなんです。その丸印のあるところなんですけど、今回申請されているのは蓄電用地なんですけど、渡人は 3 年ぐらい前にも太陽光発電をするために、その周辺の農地を太陽光発電施設用地として、変更して発電施設を作ってできております。その施設の蓄電用地がその下にまた県の企業局の発電所があるのですがそういう関係のですね、蓄電用地だろうと思うのですが。今回申請されております。問題ないと思いますので審議よろしくお願いします。質疑を求めます。

(高田英委員)

隣地同意所で経緯書があるって書いてあるのですが、今までの経緯で経緯書は我々の方に、資料として出してくれていたのですが、用意はございませんか。

(事務局)

これまで資料付けていた部分がついてなかったということで、大変申し訳ありません。次回より気をつけたいと思います。

現地の方のお宅に、何とか出向いたのですが、空き家の状態で、付近の方に聞いたところ、もうすでに故人となっており、相続人も有しないので、連絡先をなかなか探ることができなかったということで、引き続き調査しながら、連絡がとれるように努力しますと言っていた経緯がついております。以上です。

(議長)

その他質疑ありませんか。なければ、承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 14 号について説明を事務局お願いします。

(事務局)

ご説明します。広域図等の図面は 24 ページからとなります。南由布から湯布院方面に、駅前の道路を湯布院方面に進んでいって、北側に降りた先の農地になります。26 ページの字図をご覧いただきたいのですが、赤で囲んだ申請地の横の里道を挟んだ上側にスイートクラス名義の土地があると思うんですが、そちらにホテルと少しの駐車場とあと庭木を植えたような状況の施設がございます。どうしても駐車場が手狭で駐車場が必要になったことから、隣地の 1605 番を購入して、駐車場にするという計画になっております。駐車場自体は、入口を少し入れるようにして、あとは踏み固めて利用するというような計画書がついております。以上です。

(議長)

質疑を受けます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 15 号について、議案 15 号については 9 番高田委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。

【高田委員退席】

説明を、担当の議席番号 2 番、衛藤委員よろしくお願いします。

(衛藤将明委員)

別冊の資料は 29 ページからの資料になります。場所は湯布院町川上。コメリ湯布院店の北側にお寺があるのですが、お寺からまだ北側に進んだ場所に申請地がございます。譲受人は、現在湯布院町内で賃貸のアパート暮らしをしていて、今後の将来に向けて、戸建て住宅を建てたいということで、申請地の土地が今はおじさん名義。

おじさんに当たる譲渡人の土地を譲ってもらうということで住宅建設の計画を進めております。現在の現況としては、果樹が 32 ページの写真にもある通り果樹が植えられております。都市計画の第 1 種、住居専用地域内でありまして、農地法上の農地区分は第 3 種農地であります。隣地農地の同意と排水に伴う水利組合の同意も合意に至っており、問題ない案件と思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)
質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・
挙手多数により承認します。

【高田委員着座】
高田委員に報告します。議案 15 については審議の結果承認となりました。

日程 第 5 「農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について」

日程第 5 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について 1 件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)
議案 16 号について説明を担当の議席番号 1 番、久保委員よろしく願いします。

(久保光輝委員)
議案番号 16 番です。場所としては鬼瀬駅から、大分市方面に約 1 キロ行った左側に、たこ焼きを売っている店があると思います。その横です。別冊資料の、35 ページ、36 ページで場所が載っています。続きまして別冊 40 ページに載っている蓄電施設がありますね。その左側に丸で囲んでいる農地があります。その農地の排水路もともと素掘りだったもので、実際雨水とかを流したときに溢れるんじゃないかということで、コンクリート舗装の U 字溝入れるということで、今回の転用となります。この受人の親会社のオリックスということなので、特に問題はないと思います。審議のほどよろしく願いします。

(議長)
質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・
挙手多数により承認します。

日程 第6 「非農地証明の発行について」

日程第6 非農地証明の発行について3件ほどあります。議案説明事務局お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案17号について、質疑を受けます。なければ採決をいたします。
現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により、非農地証明発行決定いたします。

議案18号について質疑を受けます。なければ採決いたします。
現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる議員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案19号については、9番高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

【高田委員退席】

議案19号について質疑を受けます。なければ採決をいたします。
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで非農地証明発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

【高田委員着座】

議案15号については、審議の結果、非農地証明発行を決定いたしました。

日程 第7 「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業分）について」

日程第7 農用地利用集積等促進計画について8件ほどあります。
議案説明を事務局お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 20 号から 27 号については一括して質疑を受けます。質疑のある方は議案番号を述べるようにお願いします。

(江藤国子委員)

議案番号 27 番ですけど、内容が水稻になっているのですけど、白ネギって聞いていますけど。これでいいのかな。

(事務局)

こちらの資料では水稻になっております。中間管理は農政課も絡んでいますので、確認させていただきます。よろしくお願いします。

(議長)

よろしいですか。その他、質疑ありますか。なければ一括して承認に移ります。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により議案 20 から 27 号を承認します。

ここで 10 分ほど休憩します。

・・・・・・・・・・・・・・・・10 分休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

(事務局)

お疲れ様です。再開したいと思います。先ほどの中間管理の件で農政課に確認しましたので、説明申し上げます。先ほどの議案番号 27 について江藤委員より質疑を受けた件です。農政課に確認したところ、白ネギとなっていましたので資料の訂正お願いいたします。

日程 第 8 「農業振興地域整備計画の変更について」

(議長)

それでは、日程第 8、農業振興地域整備計画の変更について。除外申出が 6 ヶ所ほどあります。概要説明を、農政課よりお願いします。

【農政課概要説明】

(議長)

除外の案件について 6 件ございます。

議案の説明、審議は 1 つずつ行っていききたいと思います。議案説明を農政課お願いします。

【農政課朗読説明】

(議長)
質疑を受けます。ご意見ありませんか。意見なしと答申してよい委員の挙手を求め
ます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。
箇所番号 2 について、議案説明を農政課お願いします。

【農政課朗読説明】

(議長)
質疑を受けます。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。
続いて箇所番号の 3 について、議案説明を、農政課お願いいたします。

【農政課朗読説明】

(議長)
質疑を受けます。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。
箇所番号 5 について、議案の説明を農政課お願いします。

【農政課朗読説明】

(議長)
質疑を受けます。

(江藤国子委員)
申請者の氏名と土地の名義人の記載が違っているのですが、親族かなと推測しますが。

(農政課)
全部事項証明は申出者の表記になっております。多分地図の修正がまだ追いついて
いないかと思います。

(議長)
他になければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。
箇所番号 6 について議案説明を、農政課お願いいたします。

【農政課朗読説明】

（議長）
質疑を受けます。

（高田英委員）
写真の 19 ページの写真を見ると、そんなに山林化はしていないように思うのですが、仮に農振これ外した後ですね。農業委員会としては、これどうするんですか。

（事務局）
お答えします。用地全体で、非農地証明が出せる、出せないを判断する一覧の作成があって、その中の筆ということ等になっておりますので、非農地判断をするという流れになろうかと思います。以上です。

（議長）
農業委員会としては、非農地証明を出すということで、
今回審議されている農地については、農業委員会としては非農地証明できるところはするということによろしいですね。他になれば意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

意見なしとして答申いたします。
箇所番号 6 について、議案説明を農政課お願いします。

【農政課朗読説明】

（議長）
意見、質疑を受けます。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。
続いて、農業振興地域整備計画の変更について、編入の申出です。
編入の案件について、4 件ほどあります。箇所番号 1 から 4 までを一括して審議します。議案説明を農政課よろしくお願いします。

【農政課朗読説明】

（議長）
1 から 4 の編入について、一括で質疑を受けます。
なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

意見なしと答申いたします。
その他何かありますか。なければ終了いたします。

以上で会議規則第 7 条による議案審議を終了します。審議お疲れ様でした。

議事録署名委員
